

生駒市予防接種補助金交付要綱

生駒市予防接種補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 市長は、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施される予防接種を受けた者に対し、接種に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「予防接種」とは、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号、以下「政令」という。）第4条第1項に規定する医師が、政令第1条の2各項に規定する疾病及び対象者に対して行う予防接種の実施に伴い、その被接種者が受ける接種（診察後の未接種の場合も含む。）をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成9年4月1日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長、奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度（1次接種、2次接種、慢性疾患1次接種）が利用できない場合で、かつ、次に掲げる理由により予防接種を受けた市民とする。

- （1） 小児の定期予防接種については、市内にかかりつけ医がない場合。
- （2） 市外の医療機関に入院し、又は市外の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に入所している場合。
- （3） 介護保険認定者が市外の家族宅で療養している場合。
- （4） 市外で里帰り出産をした場合。
- （5） 指定医療機関で接種ができない場合（風しん5期及びRSウイルス母子免疫ワクチンに限る）。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が負担した予防接種費用とする。ただし、当該年度に委託先と契約及び覚書で締結した予防接種及びインフルエンザ予防接種の単価から個人負担金を引いた額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、予防接種依頼書交付申請書の提出をもって市長に対し補助金の交付申請を行ったものとみなす。

(交付の決定)

第6条 市長は、予防接種法に基づく予防接種の実施依頼書の交付をもって補助申請者に対して補助金の交付決定を行ったものとみなす。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、予防接種医療機関受診補助金交付申請書及び請求書（別記様式。以下「請求書」という。）を交付するものとする。

(実績報告及び交付の請求)

第7条 交付決定者は、予防接種を受けた後、請求書に領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 領収書の提出をもって実績報告書とみなす。

(額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、審査を行った上で、補助金の額を確定するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。